

令和3年4月6日

P T A 会 員 各 位

高松市立桜町中学校
P T A 会 長 廣 瀬 秀 樹
選挙管理委員長 村 上 亮 子

令和 3 年 度 P T A 本 部 役 員 の 選 出 に つ い て （ ご 案 内 ）

陽春の候、皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃はP T A活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、4月3日（土）に桜町中学校P T A役員選挙管理規定第3条に基づき、選挙管理委員会を設置いたしました。つきましては、下記の要領にて役員の立候補・推薦を受け付けますので、会員の皆様のご理解と積極的なご協力をお願いいたします。

記

- 1 選挙管理委員会の設置
委員長 村上 亮子
委 員 岡根 美紀 西内 優子
- 2 役員定員数
会長1名、副会長若干名（内1名は校長）、監事2名、会計2名、庶務若干名
- 3 立候補・推薦の方法
立候補・推薦される方は、下記の立候補・推薦申込書に必要事項を記入し、教頭先生まで期限内に提出してください。なお、推薦する場合には、必ず本人の同意を得ておいてください。
- 4 受付期間
令和3年4月8日（木）～4月12日（月）
- 5 選出方法
役員については、P T A会則第8条に基づき理事会で選出し、総会で決定します。

..... 切 取 線

立候補・推薦申込書

会 員 氏 名	推薦する役職名	生徒氏名	学年 組
会 員 氏 名	推薦する役職名	生徒氏名	学年 組

※今回取得させていただいた個人情報、本件以外には使用いたしません。

P T A 役 員 選 挙 管 理 規 定

第1条 この規定は高松市立桜町中学校P T A会員に適用する。

第2条 役員とはP T A会則第8条に該当するものをいう。

第3条 役員選挙においては常任理事会の同意を得て、会長が委嘱する選挙管理委員会を設置する。

第4条 選挙管理委員会は役員選出に関する事務を公正に行う。

第5条 選挙管理委員会は3名の委員からなり、内1名が委員長となる。

第6条 選挙管理委員会は会長から委嘱され次第設置する。

第7条 選挙管理委員会の設置期間は委嘱された日から役員決定の日までとする。

第8条 選挙管理委員会は役員候補の受付を行う。役員候補者は自薦他薦を問わない。

第9条 役員候補者の受付は入学式より5日間とする。

第10条 候補者が複数になった場合は総会で選挙を行う。
この場合は、出席者の過半数を得た者を当選とする。

第11条 この規定は、必要に応じて常任理事会で改廃する。

(付則) 本規定は平成8年3月15日より施行する。